

一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、一般競争入札（簡易Ⅱ型総合評価落札方式）（事後審査）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第18条の規定により公告する。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年6月25日

山形市長 佐藤孝弘

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名 【工事番号】

市道流通9号線舗装改修工事（R8） 【002080】

(2) 工事場所

山形市流通センター二丁目地内

(3) 工事の概要

舗装工事

山形市道路舗装長寿命化計画（個別施設計画）に基づく舗装改修工事（R8）

・施工延長 L = 313m

・路面切削工 A = 3,130㎡

・表層工 A = 3,130㎡

(4) 工期

令和8年11月13日まで

(5) 予定価格

事後公表

(6) その他

本件入札は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式による一般競争入札である。

なお、審査方式は、山形市簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領（令和7年12月1日施行）に基づく事後審査を実施する。

また、本件入札については、山形市低入札価格調査制度を適用する。

本件工事は、山形市建設工事週休2日確保工事实施要領（令和6年4月1日施行）に基づく月単位の週休2日を確保する発注者指定型の対象工事であるが、予定価格の算定に当たり経費の補正は行っていない。

受注者が完全週休2日（土日）を達成した場合は、完全週休2日（土日）の経費の補正を行い、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

その他必要な事項は、特記仕様書に記載する。

2 入札書の受付期間、開札日時及び開札場所

- (1) 入札書の受付期間 令和8年7月22日（水）午前8時30分から
令和8年7月23日（木）正午まで
- (2) 開札日時 令和8年7月24日（金）午前9時
- (3) 開札場所 山形市役所 11階 入札室

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）第4条第1号の規定に基づき、舗装工事についてA等級に格付されていること。
- (4) 山形市内に本店を有していること。
- (5) 本件工事について、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、常駐の現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
 - ア 1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれらと同等以上の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、舗装工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - ウ 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 入札参加資格の確認日（入札参加資格確認申請書の受付期間の末日）から本件入札の執行日までの間に山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。
- (9) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (10) 山形市電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は運用基準第6条の規定に基づき市長が認める紙入札参加者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、1者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る1者については入札参加者の資格があるものとする。

4 入札参加資格の欠格

技術資料に虚偽の記載をした者並びに山形市簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査

実施要領による技術資料に係る自己評価申請書（以下「自己評価申請書」という。）を提出しない者及び自己評価申請書にあらかじめ記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した者は、入札参加者の資格に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う理由

本件工事は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であるが、本市の指示する仕様にに基づき、適切で確実な工事の施工を確保することができる技術力を保有しているかを確認する観点から、企業の施工能力、配置予定技術者の技術的能力及び企業の地域貢献に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を求め、その内容と入札価格を総合的に評価するものである。

(2) 点数の付与

技術資料が適正と判断された者には、標準点として100点、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）として7点を与える。

さらに、下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術資料の内容に応じて、加算点として最大13点を与える。

対象	評価項目	評価基準	配点	配分
企業の施工実績	①過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	5	2
		類似工事の実績あり		1
		実績なし		0
	②過去5年間に於ける本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	80点以上		3
		78点以上80点未満		2
		76点以上78点未満		1
		76点未満		0
配置予定技術者の能力	③過去15年間の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の有無	同種工事の実績あり	6	2
		類似工事の実績あり		1
		実績なし		0
	④過去5年間に於いて主任（監理）技術者又は現場代理人としてかかわった本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	80点以上		3
		78点以上80点未満		2
		76点以上78点未満		1
		76点未満		0
	⑤過去4年間の山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴の有無（特別賞を除く。）	受賞歴あり		1
		受賞歴なし		0
地域貢献	⑥山形市との災害応援協定の締結の有無	4項目に該当あり	2	2
	⑦更生保護の協力雇用主としての登録の有無	3項目に該当あり		1.5
	⑧山形市消防団協力事業所の認定の有無	2項目に該当あり		1
	⑨山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無	1項目に該当あり		0.5
		該当なし		0
最高点合計			13	

※ 施工実績及び施工経験は、国（独立行政法人を含む。）、都道府県、市町村又は公益民間企業発注の工事实績とする。

※ 同種工事とは設計規模の7割程度以上、類似工事とは設計規模の5割程度以上とする。

※ ①及び③について、工事成績評定が65点未満の工事は実績に含まれない。

※ ②及び④について、過去5年間における実績がないものは0点とする。

※ ⑤について、評価対象は原則、発注工事と同工種の受賞歴とする。

(3) 総合評価の方法

上記(2)により得られた標準点、品質等確実点及び加算点の合計点を、当該入札者の入札価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値（ただし、入札価格が山形市調査基準価格算定基準に規定する調査基準価格を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計点を調査基準価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(4) 評価値の算出方法

評価値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第3位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた値）とする。

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点＋品質等確実点）／入札価格×1,000,000

(5) 事後審査方式による落札者の決定方法

事後審査方式においては、開札後、落札決定を保留し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者（低入札価格調査により失格となった者を除く。）のうち、評価値の最も高い者（評価値の最も高い者が2人以上ある場合にあっては、その複数の者）を落札候補者とする。落札候補者について、技術資料の審査を行い、審査の結果、自己評価申請書の記載が適正であることが確認できた場合は、落札者に決定する。なお、技術資料の審査は落札者を決定するために必要と認める範囲の者についてのみ行う。また、落札となるべき評価値の者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

6 入札の無効

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づく書類の提出がない入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。
- (2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

7 入札参加資格確認申請の受付期間、受付時間及び受付場所

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出し、参加資格確認申請の手続を行うものとする。

なお、入札参加資格確認申請書等の様式は、山形市のホームページに掲載する。

(1) 受付期間

令和8年6月25日（木）から同年7月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

9 その他

(1) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日までの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については、山形市のホームページに掲載する様式に準じて作成すること。

(2) 上記に定めるもののほか、入札の方法その他本件入札の実施等に関しては、別紙「入札説明書」に定めるところによる。

なお、別紙は、山形市のホームページに掲載する。

10 問合せ先

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部建設契約課 工事契約係

電話023-641-1212 内線462・463番